

山口市青少年指導員要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、山口市青少年センター規則（平成17年山口市教育委員会規則第39号）第4条の規定に基づき、青少年指導員（以下「指導員」という。）の任務等に関し必要な事項を定めるものとする。

(指導員)

第2条 指導員は、青少年問題について深い理解及び熱意を有し、青少年の健全な育成のために積極的に活動できる者とする。

(任務)

第3条 指導員は、山口市青少年センター（以下「センター」という。）と緊密な連携の下に、おおむね次の任務を持つものものとする。

(1) 関係機関、団体及び指導員間の連絡及び提携に関する事項

ア 各地区青少年健全育成組織、関係諸機関及び団体との連携を図って青少年の育成、指導に当たる。

イ 指導員の活動は、日常的な情報収集、提供、連絡、指導等に重点を置き、指導員同士の連携を密にするために随時連絡会をもつ。

(2) 青少年に関する事項

ア 地区（街頭）指導の企画及び実施による青少年の善導

イ 善行青少年の推奨

ウ 青少年の相談相手としての活動

エ 問題行動のある青少年の継続的な指導

(3) 環境浄化改善に関する事項

ア 危険箇所の調査改善活動

イ 不良出版物、ゲーム場その他青少年に悪い影響を及ぼすおそれのある環境の調査改善活動

(4) その他

ア 青少年の健全育成に功績のある個人又は、団体の推薦に関すること。

イ その他青少年の健全育成に関すること。

ウ 指導事項その他の情報を連絡票その他の方法でセンターに報告又は連絡

すること。

(遵守事項)

第4条 指導員は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 個人の秘密に類することは、その保持を遵守すること。
- (2) 対象青少年の現場指導が困難と予想される場合は、直接の指示及び警告を行わず、直ちにセンター又は警察署に連絡すること。
- (3) 地区(街頭)指導に当たっては、災害事故を避けるために原則として複数で行うこと。

(地区代表者)

第5条 各地区に1人以上の地区代表者を置き、地区代表者は、センター及び指導員との連携を密にする。

(身分)

第6条 教育委員会は、指導員に対して指導員証を交付する。

- 2 指導員証は、交付台帳に所要の事項を記入の上交付する。
- 3 指導員は、その業務に従事するときは、指導員証を所持し、要求に応じこれを提示しなければならない。
- 4 指導員証は別紙様式によるものとする。

(連絡会)

第7条 地区代表者は、センターと協議の上、地区又はブロックによる指導員の情報交換のための連絡会を開催することができる。この場合において、この連絡会には必要に応じセンター職員その他関係者の参加を得るものとする。

- 2 地区指導員同士の連絡会は、随時行うものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、指導員の活動に必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

様式

第	号	山口市青少年指導員証
氏名	
	年	月 日生
平成	年	月 日交付
有効期限	年	月 日まで
山口市教育委員会 印		